

☆遺言を作成した方がよい3つのパターン

①法定相続人とは違う人に分け与えたい

例) お世話になった人、(子供がいる場合の) 孫

②法定相続とは違う割合で分け与えたい

例) よく面倒を見てくれた長男に多めに渡したい

③何をどう分け与えるかを具体的に決めておきたい

例) 自宅は妻に残したい

会社の後継者に会社の株をすべて相続させたい

何も決めていないと遺産分割協議で揉めそう

☆遺言の必要性が特に高いケースの具体例

〔CASE 1〕夫婦の間に子供がおらず、夫婦に兄弟姉妹がいる場合

例えば、夫が死亡して法定相続になると、妻が4分の3、夫の兄弟姉妹が4分の1の割合で分けることになる

⇒すべて妻に残したいのであれば遺言が必要

〔CASE 2〕再婚をし、先妻の子と後妻（その間の子）がいる場合

後妻が2分の1を相続するが、先妻の子も相続人となるので、先妻の子、後妻（および後妻との間の子）とで遺産分割協議が必要になる

⇒遺産分割協議がスムーズにいかないことを考えて遺言する

〔CASE 3〕自分の子供（長男等）の妻に財産を分けたい場合

自分の子供の妻は法定相続人ではない

⇒世話をしてくれた子供の嫁にも財産を残すには、遺言が必要

〔CASE 4〕内縁の妻がいる場合

内縁（＝実態としては夫婦であっても、婚姻届を出していないこと）の場合、
法定相続人にはならない

⇒内縁の妻にも財産を残してあげたい場合には、遺言が必要